

養父市立広谷小学校いじめ防止基本方針

養父市立広谷小学校

1 学校の方針

本校では、人間的なふれあいに基づく生活指導を推進し、「強く、正しく、美しく」の校訓の下、児童の自主性、自律性、社会性の育成を目指している。そのためには、集団生活の中で一人一人の児童の個性や能力を生かし、全児童が安心して学校生活を送れるような充実した教育活動を実施することが大切である。そして、教職員が児童とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進していかなければならない。

そのため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は近年になって、過疎化による児童数の激減地区と開発による増加地区が出現し、三世帯同居に対する核家族の割合が飛躍的に増えた。この変化は、基本的な生活習慣の確立や児童の交友関係に少なからず影響を及ぼしている。このような地域の実情から、人権教育を中心に据え、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- ① 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤ 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取り組み

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校を挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。そのために、教職員が積極的に授業改善に取り組むとともにICT機器やデジタルコンテンツなどを積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」「どんな理由があろうといじめる側が悪い」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちにも、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友だちに知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実に努める。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や教職員等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取り組みの多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取り組みを促す。
- ・「いじめ対応マニュアル」・「いじめ未然防止プログラム」を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。またスクールカウンセラーによる研修を実施し、児童の理解を深める。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・いつもの様子と違うと感じた児童がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施すると共に、日記や生活点検表、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携を綿密にする。

(アンケート調査については状況に応じて記名式や無記名式を採択もしくは併用して実施する。)

- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員で対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら支援を行っていく。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取り組み

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合、学級担任が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的対応が必要である。そこで、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則として禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ア 児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- イ 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。
- ウ 青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(3) 発生時の対応について

- ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

重大事態の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。また、重大事態に当たらないことが明らかな場合を除き、重大事態として対応する。

- (1) すみやかに教育委員会に事案発生 の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、教育委員会と協議する。

6 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談で情報交換や協議できる場を設定するなどあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等 に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等 地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。